

入札告示

札幌市告示第 2444 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年 5 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1

札幌市西区市民部総務企画課庶務係 電話 011-641-6921 (FAX 011-612-5264)

2 入札に付する事項

- (1) 案件名
西区役所公用車用自動車借受【リース：単価契約（月額）】
- (2) 借受台数
1 台
- (3) 借受期間及び納入期日
ア 借受期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで（60 ヶ月）
本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。
イ 納入期日
令和 2 年 7 月 1 日（水）17 時 15 分まで
- (4) 借受場所
上記 1 に同じ
- (5) 入札方法
月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「自動車賃貸業（車両リース）」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) これまでに本市その他の官公庁と同種（自動車の複数年借受）の履行実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の送付先、契約条項を示す場所先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1にて交付する。また、西区ホームページにて公開する。
URL：www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html
- (3) 入札書の受領期限
令和2年5月20日（水）15時00分
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年5月20日（水）15時05分
西区役所4階第3会議室（札幌市西区琴似2条7丁目1-1）
- (5) 入札書の様式及び提出方法
入札説明書による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額（月額）を一年間あたりの額に換算した額（12か月分）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札候補者の決定方法
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札決定後、発注者より必要に応じて入札資格等を確認する書類を求められた際は指示に従い提出すること。
- (6) 詳細は入札説明書による。